

## 平成30年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成30年度南陽市健全化判断比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和元年8月7日から令和元年8月8日まで

### 3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認めた。

(単位：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.74
連結実質赤字比率	—	—	18.74
実質公債費比率	11.8	12.0	25.0
将来負担比率	128.0	122.6	350.0

備考 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

### 5 監査意見

平成30年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質収支が黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められる。なお、今後とも財政の健全化に努められたい。

## 平成30年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

平成30年度南陽市資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和元年8月7日から令和元年8月8日まで

### 3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

### 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認めた。

(単位：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
南陽市水道事業会計	—	—	20.0
南陽市下水道事業会計	—	—	20.0

備考 「—」は、資金不足額がないことを表す。

### 5 監査意見

南陽市水道事業会計及び南陽市下水道事業会計について、平成30年度においては資金不足が生じていない。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。